

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業 実施方針（素案）

平成●年●月

鳥取県

*本資料の内容は現時点におけるものであり、今後、事業者との対話を通して変更となる場合がありますのでご了承ください。

また、未定稿であるため、本資料の取扱いについては十分ご注意ください。

目次

<u>I. 特定事業の選定に関する事項</u>	<u>1</u>
<u>II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</u>	<u>9</u>
<u>III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</u>	<u>10</u>
<u>IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</u>	<u>16</u>
<u>V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</u>	<u>17</u>
<u>VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</u>	<u>18</u>
<u>VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項</u>	<u>19</u>
<u>VIII. その他特定事業の実施に関し必要な対応</u>	<u>20</u>
<u>別紙1. 本事業における特定事業の構造</u>	<u>21</u>
<u>別紙2. リスク分担表（案）</u>	<u>22</u>
<u>別紙3. 利用料金の体系</u>	<u>27</u>
<u>別紙4. 事業者として付保すべき保険の条件</u>	<u>28</u>
<u>別紙5. マーケットサウンディング</u>	<u>29</u>

県は、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、PFI法に基づく事業として実施することを予定している。

<定義集>

県	鳥取県をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
美術館	鳥取県立美術館（仮称）をいう。
県博	鳥取県立博物館をいう。
基本構想	鳥取県立美術館整備基本構想をいう。
基本計画	鳥取県立美術館整備基本計画をいう。
事業者	本事業の実施に際して県と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
要求水準書（案）	鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業業務要求水準書（案）（平成●年●月公表）をいう。
入札説明書等	本事業の公募時に県が公表する書類一式で、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
指定管理者	県議会の議決を経て県が正式に指定した、美術館の指定管理を行う者をいう。
審査会	鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）をいう。
入札参加者	本事業への参加を希望する1社または複数の法人から成る者であって、第一次提案審査書類を提出したものをいう。
落札者	入札後、審査会の意見を受けて、県が本事業の事業契約の締結を予定する者として決定した入札参加者をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に県が公表する書類一式で、実施方針及び添付資料をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、特別目的会社に出資を行うものをいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わないものをいう。
応募法人	入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者をいう。
事業予定者	落札者であって、県と直接協定を締結したものをいう。
融資予定者	金融機関等からの融資がある場合の事業予定者をいう。
参加資格確認基準日	入札参加資格審査書類を含む第一次提案審査書類の受付締切日をいう。
機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構をいう。

I. 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設の名称

鳥取県立美術館（仮称）（以下「美術館」という。）

(3) 事業の対象となる公共施設の管理者

鳥取県知事 平井 伸治

(4) 事業の目的

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の3分野を有する総合博物館として昭和47年10月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営されてきた。

一方、開館から40数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成29年3月に基本構想が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ基本計画が、平成30年7月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、そうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県内の美術館等と連携して、県内どこでも美術館のサービスが享受できる環境

づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を展開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI方式により実施しようとするものである。

(5) 美術館の位置づけ

①本施設の法的位置づけ（予定）

- 鳥取県立美術館（仮称）条例により地方自治法第244条第1項に定める公の施設として設置される予定である。
- 博物館法第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- 文化財保護法第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針である。

②本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「未来を『つくる』美術館」であり、いろんな「つくる」で「とっとりのアート」の「むかし」「いま」そして「みらい」をつむぐことを目指している。ここに、美術館の基本的性格は以下のとおりとなる。

- 人を「つくる」：～さまざまなひととともに成長する美術館に～
- まちを「つくる」：～まちや地域とつながり、まちとともに成長する美術館に～
- 県民が「つくる」：～県民の手による県民が身近に感じられる美術館を～

(6) 事業の内容

①施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-4 外

敷地面積：22,060 m²

延床面積：9,910 m²（基本計画公表時）

構造：●●●●

開館年 : 2024 年度中 (予定)

②事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式 (BT0 : Build-Transfer-Operate) とする。

③事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2040 年 3 月 31 日までとする。

④事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書 (案) を参照すること。

i 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務を予定している。事業区分等については、別紙 1 のとおりである。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 備品等調達・設置業務
- (カ) 補助金等申請補助業務

イ 開館準備業務

- (ア) 開館までの施設の維持管理に関する業務
- (イ) 事前広報・イベント企画運営業務
- (ウ) 事務所及び収蔵品等移転に伴う支援業務
- (エ) ブランディング業務
- (オ) 収蔵品等情報システムの開発業務
- (カ) 展覧会準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 施設備品等保守管理業務
- (エ) 植栽管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 環境衛生管理業務

エ 運営業務

- (ア) 利用者対応に関する業務
 - ・ 利用者案内等に関する業務
 - ・ 施設の貸出等に関する業務
- (イ) 美術館運営事務業務
 - ・ 常設展示に関する支援業務
 - ・ 企画展示に関する支援業務
 - ・ ポップカルチャー等の企画展示
 - ・ 教育普及等に関する支援業務
- (ウ) 広報・集客に関する業務
- (エ) 館内サービスに関する業務（附帯事業）
 - ・ ミュージアムショップ運営
 - ・ 飲食施設運営
- (オ) その他運営に関する業務

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いて、県に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業に係る業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、詳細な実施条件については、入札公告時に公表予定の要求水準書、事業契約書（案）を含む入札説明書等において定める。

ii 任意事業

事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。事業区分等については、別紙1のとおりである。

ア 自主事業

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができる。

イ 民間提案事業（附帯事業）

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設又は対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において、県の許可を得て、実施することができる。

⑤ 県が実施する業務

本事業のうち県が実施するものは、以下のとおりである。

ア 施設整備業務

(ア) 補助金等申請業務

イ 開館準備業務

(ア) 事務所及び収蔵品等移転業務

(イ) 展覧会準備業務

ウ 維持管理業務

(ア) 清掃業務（収蔵庫内）

(イ) 環境衛生管理業務

エ 運営業務

(ア) 美術館運営業務

- ・ 美術品等の収集・保存
- ・ 常設展示

- ・ 企画展示
- ・ 教育普及
- ・ 県内他館連携

⑥事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示すこととする。

ア 県からのサービス対価

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は以下のとおりである。

(ア) 施設整備の対価

本施設の整備に要する費用及び県が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、県への本施設引渡し後、事業者を支払う。

(イ) 開館準備の対価

本施設の開館準備に要する費用で、事業契約において予め定める額を本施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。ただし、●●に係る対価については、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において●●ごとに支払うことを想定している。

(ウ) 維持管理及び運営の対価

本施設の維持管理及び運営に要する費用について、事業者の提案金額を基に、県と事業者との間で締結する事業契約に定める額であり、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において●●ごとに支払うことを想定している。

イ 利用者から得る収入

(ア) 美術館の入館料収入、展示室・貸室使用料及び手数料

※県は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、県が条例で定める利用料金額を標準として、県の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

(イ) 美術館のミュージアムショップ、飲食施設の事業収入

(ウ) 県が事業者の販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料

(エ) 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入、若しくは事業者の独自提案に基づいて得られた収入（任意事業）

(オ) 県は、事業者が提供する本事業のサービスが県の要求水準を満たしていない場合に、基本的にサービス対価を減額するものとする。

⑦県の収入

- (ア) 図録、所蔵作品に係る商品の販売による収入（販売は事業者に委託）
- (イ) 事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料は、鳥取県行政財産使用料条例による使用料を事業者が県に支払う。

⑧遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び県の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑨事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

事業契約の締結	2020年3月	
美術館の完成引渡	2024年3月	
開館（供用開始）	2025年3月	
事業期間	事業契約締結日～	●●●●
設計期間（約1.5年）	事業契約締結日～	2021年9月
建設期間（約2.5年）	2021年10月～	2024年3月
開館準備期間	2024年3月～	供用開始日
維持管理期間	完成引渡日～	●●●●
運営期間	供用開始日～	●●●●

⑩事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、美術館を入札説明書等に示す良好な状態で引き継ぐものとする。

⑪実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

2. 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

県は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた県の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

県の財政負担見込額の算定については、事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

Ⅱ. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

(1) 事業用地

鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-4 外

(2) 地域地区

商業地域・準防火地域

(3) 土地の所有

倉吉市（●●年●●月に県が倉吉市から取得し、県有地となる予定である。）

(4) 敷地面積

22,060 m²

(5) 法定建ぺい率

80%

(6) 法定容積率

400%

2. 施設要件

美術館の要件等の詳細については、要求水準書（案）において示すとおりである。

Ⅲ. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、以下のとおり実施することを予定している。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

(1) 審査会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、審査会を設置する。なお、委員の構成は、以下のとおりである。

	氏名	役職等
委員	林田 英樹	日本工芸会理事長、元・文化庁長官、元・基本構想検討委員会会長、元・基本計画策定アドバイザー委員会座長
委員	衣笠 幸雄	TBS テレビ社長室顧問、前・TBS サービス社長、元・基本構想検討委員会委員
委員	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前・神奈川県立近代美術館館長
委員	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
委員	光多 長温	公益財団法人都市化研究公室理事長、元・鳥取大学地域学部教授、元・神奈川県 PFI 事業者選定審査会常任委員
委員	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元・鳥取環境大学教授
委員	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長・環境学部教授(建築)
委員	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
委員	池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化振興課長

(2) 事業者選定の手順

本事業では、美術館 PFI において新たな事業者選定方式(とっとり美術館方式)により、基本計画が示す事業目的の実現可能性が高い事業者を選定しうるための選定プロセスを採用する。なお、以下に示す主な5つのプロセスについて、①～③については、審査会による審査には該当しない。

①競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、県が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき実施する。

②第一次提案審査書類に係る公開プレゼンテーション

県民参加型の公開プレゼンテーションを実施する。公開プレゼンテーションの詳細な実施方法については入札説明書等において示すものとする。

③第一次提案審査書類に係る競争的対話の実施（複数回実施）

入札及び第二次提案審査書類提出に向けて、入札参加者と県による競争的対話を複数回実施する。具体的なスケジュール及び実施方法については入札説明書等に示すものとする。

④入札

入札参加者は、入札説明書等に基づき、本事業に係る入札を行う。

⑤第二次提案審査書類に係る審査・総合評価

提案審査は、競争参加資格が確認され、公開プレゼンテーション及び競争的対話を実施した入札参加者が提出することができる第二次提案審査書類について行う。第二次提案に関しては、落札者決定基準に従い、県が入札価格の確認及び基礎審査を行うとともに、基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、審査会において性能審査及び価格審査を行うものとする。

(3) 落札者の決定

県は、審査会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

3. 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の選定は、以下のスケジュールで行うことを予定している。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

日程	スケジュール
平成 31 年 2～3月	実施方針、要求水準書（案）の公表
平成 31 年 3～4月	実施方針等説明会の開催
2019 年 後半	特定事業の選定・公表
2019 年 後半	入札公告、入札説明書等の公表、説明会の実施
2019 年 後半	第一次提案審査書類の提出、公開プレゼンテーション
2019 年 ～2020 年前半	競争的対話の実施
2019 年 ～2020 年前半	第二次提案審査書類の提出
2020 年 2020 年前半	落札者の決定
2020 年 2020 年前半	事業契約の締結

4. 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示すこととする。

(1) 実施方針等説明会の開催

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について県の考え方の説明を行う。

説明会日時	未定
説明会会場	未定
連絡先	未定
参加申込期限	未定
参加申込方法	未定
申込先	未定
留意事項	未定

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

①受付期限

平成 31（2019）年●月●日（●）まで

②受付方法

実施方針等に関する質問書（様式●）または実施方針等に関する意見書（様式●）に記入の上、●●まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、県ホームページにおいて公表する。

(3) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、県ホームページにおいて公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県ホームページにおいて公表する。

(5) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する

(6) 競争的対話の実施

競争的対話における事業者からの質問に対する回答は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県ホームページにおいて公表する。

(7) 提案書類の受付

第一次提案審査書類を提出し、公開プレゼンテーション及び競争的対話を実施した入札参加者に対し、第二次提案審査書類の提出を求める。

(8) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに入札参加者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(9) 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(10) 事業契約の締結

県と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

(11) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、県と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

5. 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

(2) 構成員等の明示

入札に参加しようとする企業等は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。また、構成員の中で、応募手続きを行い、かつ県との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、県が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6 (3) など県がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査会の設置後、本事業について審査会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

現在検討中

(2) 個別の参加資格要件

現在検討中

(3) 参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

①参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

以下「応募法人」のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力

企業として加えたいので、入札参加者の再編成を県に申請し、提案審査書類の提出日までに県が認めた場合。

ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を県に申請する場合は、当該残存法人のみで入札広告に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

②提案審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに県が認めた場合」は、「落札者決定日までに県が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

7. 特別目的会社の設立等

- (1) 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、鳥取県内に設立するものとする。
- (2) 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会、監査役及び会計監査人を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 特別目的会社は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできない。
- (4) 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については、県の事前の承諾をもって認めるものとする。

8. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、県は、事前に、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者と協議した上で、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、県による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負うこととする。

IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の方法

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者とのリスク分担は、原則として別紙2によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

県又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、県及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

2. 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準は、要求水準書（案）として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書（案）において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

県は、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

県は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の水準が県の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、県及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、事業契約の定めるところにより、県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、モニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他 PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当した場合には、県は、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、事業者は、県に対して、事業契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

(2) 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

県において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、県は、事業者に対し、6 か月以上前に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、県は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

また、事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、事業契約を解除することができる。

その場合において、県は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、県又は事業者は、事業契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、事業契約に基づき、県及び事業者が協議して定めるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

Ⅶ. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2. 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者が自らのリスクで実行することとし、県は事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

3. 機構の出融資の取扱いについて

本事業は、機構の出融資制度の対象事業であり、本事業への参加を希望する者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、本事業への参加を希望する者が、機構による事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、機構は、当該本事業への参加を希望する者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、県は、機構の出融資を確約するものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、民間事業者が応募に際して、直接、機構に問い合わせを行うものとする。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構
電話番号(代表) 03-6256-0071

4. その他の支援に関する事項

県は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

Ⅷ. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 応募等に関する費用負担

応募等に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

3. 情報公開及び情報提供

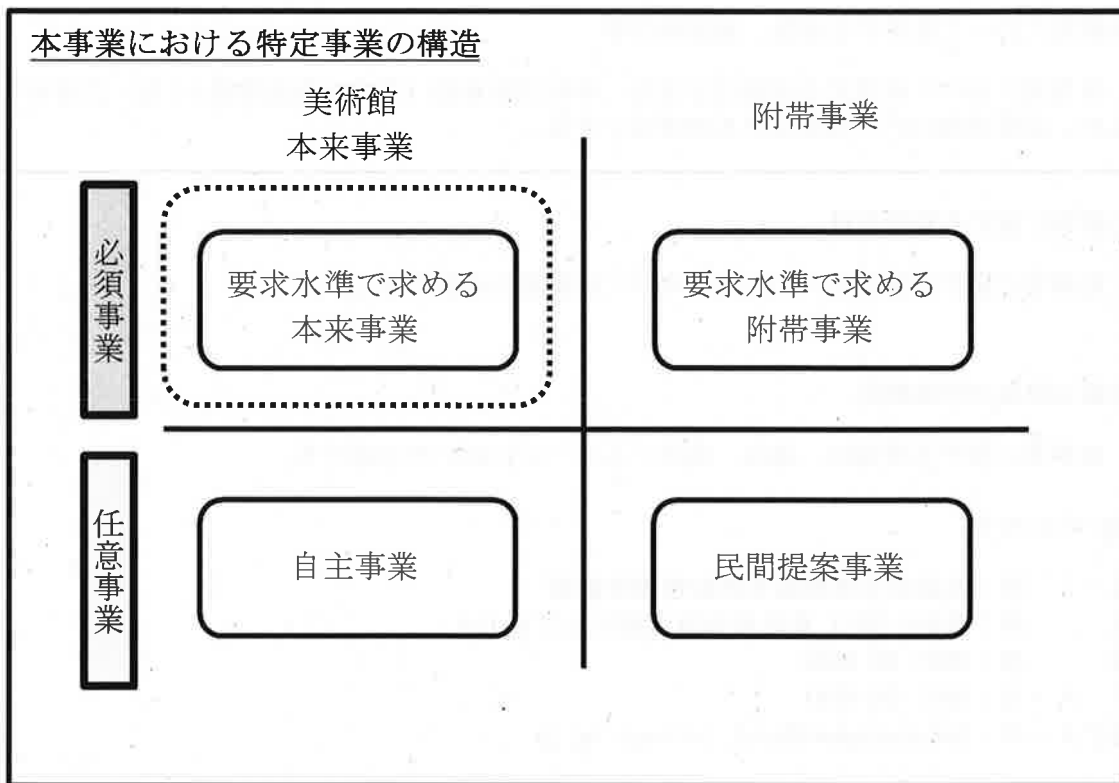
本事業に関する情報は、適宜、県ホームページにおいて公表する。


4. 問い合わせ先

場 所：鳥取県立博物館美術館整備準備室
住 所：〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124
電 話：0857-26-8042
F A X：0857-26-8041
電子メール：hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

別紙 1. 本事業における特定事業の構造

本事業における特定事業の構造は以下のとおりである。



 : サービス対価算定の範囲